



大船渡労働基準署 ニュース

令和6年
5月号

新緑の候 大船渡労働基準監督署 署長 西村 浩二

本年4月1日付で大船渡労働基準監督署に異動してまいりました。前任地は秋田県内の日本海沿いに位置する本荘労働基準監督署です。岩手県内での勤務は初めてとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、新年度がスタートしたところですが、令和6年度における当署の重点課題は、①改正労働基準法等に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止、②中小企業及び時間外労働の上限規制が今年度から適用開始となる事業場に対する丁寧な対応を含めた一般労働条件確保・改善対策、③管内の労働災害の発生状況等に応じた労働災害の防止としています。

労災保険については引き続き迅速・適正な処理を行っていきたいと考えております。気仙地域で働く方々が、安全安心に働ける職場となるよう取り組んでいきたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願いします。

建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の「働き方改革」を進めるため、時間外労働の上限規制が適用されます！

令和6（2024）年4月1日から

トラック・バス・タクシードライバーの時間外労働の上限規制は、

○原則 **月45時間以内、
年360時間以内**

○臨時的にこれを超える必要がある場合でも、
年960時間以内

この他、改善基準告示により拘束時間、連続運転時間等の制限があります。

建設業の時間外労働の上限規制は、

○原則 **月45時間以内、
年360時間以内**

臨時的にこれを超える必要がある場合でも、
○1か月45時間を超える残業は**年間6回**まで

○時間外労働時間の上限は**1年720時間**まで

○休日労働と合わせても**1か月100時間未
満、2～6か月で平均しても80時間以内**
ただし、災害の復旧、復興の事業を行う場合には、
1か月100時間未満、2～6か月平均80時間以内とする規定は適用されません。

働き方改革を進めるために～皆様へのお願い～

例えば、建設業で働く方に対して、 著しく短い工期を前提とした工事依頼は控える。
4週8閉所など、建設現場で働く方の休日数を考慮した工期を設定する。

例えば、トラックドライバーに対して、 自分の都合で何度も荷物の再配達をお願いしないようにする。
宅配ボックスなどを活用した置き配を利用する。

例えば、医療機関に対して、 診療時間外の受診（いわゆるコンビニ受診）を控える。



建設業・ドライバー・医師の時間外労働の上限規制 特設サイト [はたらきかたススム | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://hatarakikata.ssm.mhlw.go.jp)

時間外労働の上限規制に伴い、建設業、運送業、医療機関と関わる皆様のご理解とご協力をお願いします。

令和6年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します!

●「令和5年職場における熱中症による死傷災害の発生状況（速報値）」

令和5年の速報値では、全国における死亡を含む休業4日以上**の死傷者数は1045人（前年と比較し240人増加）**、うち**死亡者数は28人（前年も28人）**となっています。業種別にみると、死傷者数については、全体の**約4割が建設業と製造業で発生**しています。また、死亡者数は、建設業が最も多く、製造業、警備業及び農業が同数で続きます。

大船渡労働基準監督署管内では、今年は4月時点で既に気温が25度を超える日（夏日）を観測しています。5月以降にかけては、更に気温の上昇が予想されることから、熱中症の発生が心配されます。

事業場、関係団体の皆様におかれましては、熱中症防止対策に向けた取り組みをよろしくお願いいたします。



クールワークキャンペーンの具体的な取り組みについてはこちらをご覧ください。
リンク先には環境省の熱中症予防情報サイトの案内もしておりますので、ぜひご活用下さい。

令和5年の労働災害の発生状況

令和5年の【業種】別（コロナ含む）

	5年		前年同期比	
	件数	人	増減	人
製造業	22	人	-	30 人
建設業	15	人	+	2 人
運輸交通業	5	人	-	2 人
農林業	6	人	±	0 人
畜産水産業	8	人	-	1 人
商業	14	人	+	8 人
通信業	1	人	-	1 人
保健衛生業	45	人	-	22 人
接客娯楽業	0	人	-	3 人
その他業種	7	人	+	7 人
合計	124	人	-	48 人

令和5年の【業種】別（コロナ除く）

	5年		前年同期比	
	件数	人	増減	人
製造業	22	人	-	4 人
建設業	15	人	+	5 人
運輸交通業	5	人	-	2 人
農林業	6	人	+	2 人
畜産水産業	8	人	+	3 人
商業	14	人	+	8 人
通信業	1	人	-	1 人
保健衛生業	6	人	+	1 人
接客娯楽業	0	人	-	1 人
その他業種	6	人	+	2 人
合計	84	人	+	15 人

◆異動（転入）の挨拶

◆労災課長 伊勢 貴憲

この度の人事異動により、岩手労働局総務部労働保険徴収室から赴任しました伊勢です。

大船渡監督署勤務は平成24（2012）年度以来の2回目となりますが、震災から1年が経過した頃の風景を知る者として、再び大船渡監督署で勤務することとなり、あらためて身が引き締まる思いです。

労働保険（労災保険）業務は、事業場の皆様方の御協力が必要となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◆監督・安衛課 千葉 翔太

令和6年4月より、宮城労働局の瀬峰労働基準監督署から岩手労働局の大船渡労働基準監督署に赴任しました、千葉翔太と申します。

この度、初めて安全衛生業務に携わるにあたり、労働災害防止、労働災害発生件数減少を目標に真摯に業務を遂行して参りたいと考えております。

地域の皆様、関係団体の皆様と力を合わせ、職場の安全衛生における課題の解決を図れればと思いますので、今後とも、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。